

1 範囲

○ 酒類製造業とは、酒類（アルコール分1度以上の飲料（※））を製造する営業とする。

※酒税法第二条

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

（参考）溶解して酒精分1容量%以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを製造する営業は、「酒類製造業」に該当する。  
（昭和56年4月28日環食第90号）

2 施設基準案

	(参考) 北海道、東京都、福岡県の現行基準の概要		施設基準案
酒類製造業	室	仕込み場所、原料処理場所、発酵(貯蔵)場、洗瓶場所、こうじ室、製麹きく室、ろ過室、酒母室、熟成室、蒸留する場所、麦芽製造場又は圧搾室(圧搾場所)、瓶詰室(充填場所)、火入室、製品倉庫、瓶詰室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設は、製造する品目に応じて、原料保管室、麹室、前処理室、仕込み・熟成室(蒸留・圧搾する場所を含む。)、包装充填室、製品保管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。</li> <li>● 包装充填室には、必要に応じて、容器洗浄設備、検瓶設備、容器製造・組み立て設備を設けること。</li> <li>● 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填、密栓に必要な設備等を備えること。</li> </ul>
	設備・機器・器具等	浸漬設備、蒸煮設備、異物除去設備、放冷設備、足洗設備(又は専用の履き物、製麹きく室及び仕込熟成場)、自動充填設備(充填場所)、密封できる設備(充填設備)、その他必要な設備、その他必要な機械器具類  < 瓶詰製品を製造する場合 > 自動洗瓶機、検瓶設備	